

平城宮跡第一次大極殿院地区の活用、管理運営に係る既存計画

昭和53年「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」文化庁

基本方針(2)発掘調査や関連研究の成果に基づき、遺跡の維持・整備・遺構の修復、建物等の復原等を行うとともに遺跡及び遺跡からの出土品等を公開展示する施設を設ける等広く国民各層を対象に、古代都城文化を体験的に理解できる場とする。

第一次大極殿院地区は「B建物等復原展示地区」

昭和53年『平城遺跡博物館基本構想資料』奈文研

(前略)建築、庭園・築地その他の外構施設等についての一体的な復原を行うとともにその利用内容を示唆するような調度備品の複製などを配置展示し、古代空間を直接的に理解することのできる場所とする。また物品だけに限らず、音や光などの環境条件の復原を図ったり、ここを舞台として催事を実施することなどによって全感覚的な理解が可能なよう考慮する。

平成4年「第一次大極殿院の復原について」文化庁「大極殿復原構想検討会議」

体験的理解と多目的活用の実現を検討する

平成20年「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」文化庁

3・3・2 活用拠点と動線

(2)活用拠点

第一次大極殿院：奈良時代前半の平城宮の中心施設。(中略)奈良時代の宮殿の在り方やそこにおける儀式あるいは建築技術などを体験的に理解する活用拠点

3・4 整備

(1)建物等復原ゾーン

ゾーンの位置付け：発掘調査の成果を中心に各種調査研究を進め、それらの成果を結集して、原位置における可能な限り厳正な建物等復原を行う。活用上は、奈良時代の平城宮を視覚的に体感できるゾーンとなる(第一次大極殿院)

3・4・2 建物復原に関する方針

(3)第一次大極殿院地区における建物復原の仕様

・活用上の機能付加：一部に来園者の利便性に考慮した最小限の変更を加える程度の機能付加は許容する。なお、機能付加のために設置する部分は、原則として復原建物と明瞭に区別できる仕様とする。

(4)第一次大極殿院地区における復原建物の機能

第一次大極殿院地区の復原建物は、内部も含めてすべて公開されることとなるが、公開の中で想定できる活用上の機能は、以下のとおりである。

・第一次大極殿：眺望・内部における展示・演示 / 築地回廊：通路・内部における展示・休憩・避難園路 / 南門：通過 / 東西楼：階上からの眺望も検討 / 後殿：(将来的に検討) / (・院庭：通過・演示・催事)

平成20年「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画」国交省

5. 空間配置計画

(1)ゾーニング シンボルゾーン

(前略)復原された建物等を中心とする歴史資産を最大限に活用した空間づくりを行い、往時の平城宮の様子が感じられるゾーンとし、往時を彷彿とさせるイベントや歴史学習プログラムの展開、朱雀大路から続く軸線の空間の活用等により、歴史・文化の体感・体験及び歴史・文化の教育・学習の機会を提供する。

(2)各エリアにおける利用・整備方針と主要施設

1)シンボルゾーン

建物等復原エリア

主要な遺構について、原位置での実物大の建物等を復原し、併せて復原物を活用した取組を行うこと等を通じ、往時の平城宮の有り様を視覚的に体感するとともに、その歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできるエリアとする。【主要施設】建物等復原施設・第一次大極殿院(第一次大極殿正殿、築地回廊、院内広場、南門、東西楼)ほか

7. 管理・運営方針

(1)基本的考え方

往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできる管理・運営の実施

平城宮跡にしかない施設や空間等を存分に活用したイベントや利用プログラム等の実施により、国内外、年齢を問わず来園者の誰もが楽しみながら往時の歴史・文化に触れ、楽しみ、その内容を知ることのできる管理・運営を行う。

(2)運営の方針

イベント及び利用プログラム

往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできるよう、また、平城宮跡の知名度を向上させ、来訪のきっかけづくりや新たな魅力発見の機会とすることをねらいとして、多種多様なイベントや周遊ルートの設定その他の利用プログラムを企画・実施していく。その際には、宮跡の持つ歴史・文化性や施設、空間を存分に活用した、色々な世代、利用ニーズに対応するものとする。

展示

建物等復原、遺構表示等の屋外展示と資料展示等の屋内展示とが連携し、歴史・文化の体感・体験を行う上で相乗効果をもたらすものにするとともに、わかりやすく、興味をかき立てるものになるような見せ方の工夫を行う。

特に、建物等復原、遺構表示等の屋外展示については、往時の施設の役割はもとより、伝統技術の紹介や遺跡の表現手法の解説も併せて行う。

高齢者や障害者等のサポート

施設整備のバリアフリー化などに加え(中略)人的サポートなどを行う。

平城宮跡第一次大極殿院地区の活用(案)

古代宮城空間の理解、体感に向けて以下の活用を行う

1. 公開、展示に係る活用

(1)古代に復原された宮城空間、建造物の公開と見学

復原建造物の形態、規模、材料、工法等を展示する。

建造物や院庭などによって生み出される空間特性を体感してもらう(朱雀門から正殿に至る平城宮の軸線、回廊による囲繞性)

建造物ごとに形態や規模、材料、工法の復原と展示。

空間特性の再現、空間特性を良く味わえる動線の設定。

(2)第一次大極殿や復原建造物等に関する展示と見学

調査研究成果や復原建造物に関する展示を院地区で行う。

ボランティアガイド等による詳細な解説を併せて行う。

緩やかな動線の設定、展示場所の確保。ガイド詰所の確保。

【必要施設・整備】

展示スペース

動線サイン、休憩スペース

バリアフリー施設(見学者用スロープ、その他)

ボランティアガイド、要支援者サポート用詰所 など

(展示用照明(電源)、収納スペース)

2. イベント的な活用

(1)古代の宮城空間における催事や年中行事の再現

即位、朝賀など往時の儀式を再現する。

古代催事の現代風アレンジや、古代催事を音や光などの代替手段で体感してもらうことも考えられる(太鼓の音、幟旗の装置の展示、光による演出など)

演示場所と見学場所の設定。

(2)古代の宮城空間の空間特性や往事の役割にちなんだ様々な利活用プログラムの実施

正面性を活かしたステージ的な活用、領域性を活かした市場・ギャラリー的な活用、その他、非日常的な空間を活かした様々なイベント的な活用が考えられる。

テーマとしては、古代にちなむもの、奈良や平城京に係るもの、平城宮跡が果たした国際交流に係るもの、などが考えられる。

演示場所と見学場所の設定。

(3)その他、史跡活用の先進地として、多様で新たな活用の可能性の探求

「実験活用」の実施と、その検証に基づく活用可能性の拡大。

文化芸術、まちづくりなど、平城宮跡や院地区の活用の趣旨に沿うと判断した場合は、実験的に試みる

【必要施設、整備】

演示スペース、見学スペース、収蔵スペース

搬出・搬入車両用通路

電気、水道等の基本インフラ

イベント時トイレ(仮設) など

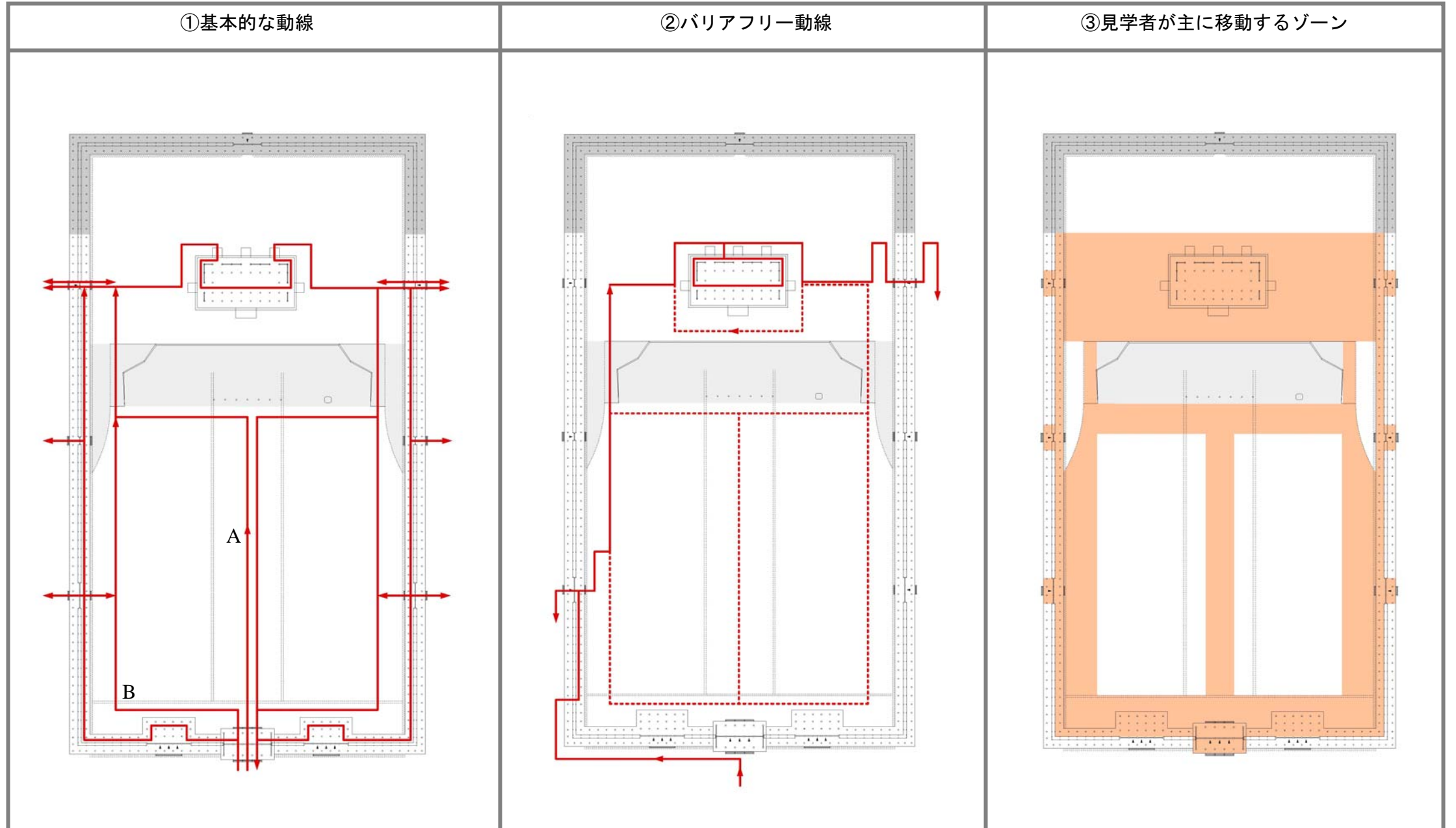
活用および管理について 第一次大極殿院の復原建造物、空間自体の展示と見学

既存計画にみる第一次大極殿院地区の復原建造物、空間自体の展示

昭和 53 年「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」文化庁
 ※第一次大極殿院地区は「B 建物等復原展示地区」
 昭和 53 年『平城遺跡博物館基本構想資料』奈文研
 建築、庭園・築地その他の外構施設等についての一体的な復原を行うとともにその利用内容を示唆するような調度品の複製などを配置展示し、古代空間を直接的に理解することのできる場所とする。
 平成 20 年「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」文化庁
 3-3-2 活用拠点と動線
 (2) 活用拠点
 第一次大極殿院：奈良時代前半の平城宮の中心施設。(中略)奈良時代の宮殿の在り方やそこにおける儀式あるいは建築技術などを体験的に理解する活用拠点
 3-3-4 建物復原に関する方針
 (4) 第一次大極殿院地区における復原建物の機能
 第一次大極殿院地区の復原建物は、内部も含めてすべて公開されることとなる
 平成 20 年「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画」国交省
 5. 空間配置計画 (1)ゾーニング 1 シンボルゾーン
 (前略)復原された建物等を中心とする歴史資産を最大限に活用した空間づくりを行い、往時の平城宮の様子が感じられるゾーン (後略)
 (2)各エリアにおける利用・整備方針と主要施設
 1)シンボルゾーン 1 建物等復原エリア
 主要な遺構について、原位置での実物大の建物等を復原し、併せて復元物を活用した取組を行うこと等を通じ、往時の平城宮の有り様を視覚的に体感する
 7. 管理・運営方針 (2) 運営の方針
 ④高齢者や障害者等のサポート
 施設整備のバリアフリー化などに加え(中略)人的サポートなどを行う。

第一次大極殿院地区の復原建造物、空間自体の展示に係る基本的考え方(動線等)

1. 基本的には自由に散策が可能とする。
 ○公開時には、南門をはじめ脇門、穴門を全て開放し、見学者が自由に出入りし、散策が可能とする。
2. 全ての復原建造物の内外が見学できるようにする。
 ○全ての復原建造物について、その内外が見学できるようにする。
3. 院地区の空間特性の理解・体感上、効果的な動線を緩やかに設定する。
 ○院地区が持つ以下の空間特性を体感しやすい動線を設定し、なるべくこれに沿って歩いてもらう。
 ・朱雀大路から正殿に続く軸線、軸線を受け止める正殿の正面性・象徴性
 ・広大な規模を持つ院庭の囲繞性・領域性
4. 要支援者のためのバリアフリー動線を確保する。
 ○スロープ等の設置によりバリアフリー動線を確保する。要支援者に対するサポートを提供する。



第一次大極殿院地区の復原建造物と空間の見学動線：基本的な動線
 ○南門から入る。その後A、Bのルートで正殿に向かって進む。
 A. 朱雀大路から南門、正殿に続く軸線に沿って進む。
 B. 南面、西面回廊を見学し、院地区や院庭の広がりを感じながら正殿に進む。
 ⇒斜路からセン積壇上にあがる。⇒正殿内を見学する。
 ⇒斜路からセン積壇下に降りて回廊を見学する。(あるいは回廊基壇下から近景を見学する)
 ⇒南面回廊と東西楼を見学する。
 ○脇門、穴門から入りショートカットする動線もある。

活用上求められる施設・設備など
 ○順路サイン (マップ等でも可能)、ボランティアガイド詰所
 ○休憩用スペース

厳正な復原を行う上での課題
 ○院庭が全面れき敷きとなった場合、見学者が歩行しづらい(△)。
 ※考えられる対応方策の例
 ・なるべく回廊上を歩く動線に変更する⇒全ての動線を処理するには、回廊幅が狭い。
 ・全面れき敷きとした上で、主要動線となる部分に仮設的な通路を付加する。
 ・主要動線となる部分を、「れき敷き風」の、より円滑な仕上げとする。
 ○南門から東西楼へ通行させる場合は南門側壁に通路が必要となる場合もある。

第一次大極殿院地区の復原建造物と空間の見学動線：バリアフリー動線
 ○歩行障害者、高齢者など要支援者のための動線を確保する
 ○バリアフリー動線としては西面回廊が適当と考えられる。
 ※①南門から導入する②東西楼から導入する、の二ヶ所も考えられるが、どちらも朱雀門から続くシンボル動線の正面にスロープ等の設備が目立つという理由から好ましくない。

活用上求められる施設・設備など
 ○要支援者サポート用詰所
 ○スロープ、リフト等
 ○視覚障害者を誘導するブロック等

厳正な復原を行う上での課題
 ○西面回廊に車輛通行用の穴をあける必要がある。
 ○院庭が全面れき敷きとなった場合、要支援者※は歩行できない(×)。
 ※車いす、視覚障害者、高齢者等は通行できないか、たいへん危険である。
 考えられる対応方策は左に同じ。

既存計画にみる、第一次大極殿院地区や復原建造物に係る展示と見学

昭和53年「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」文化庁
遺跡及び遺跡からの出土品等を公開展示
※平城宮跡全体が対象
昭和53年『平城遺跡博物館基本構想資料』奈文研
利用内容を示唆するような調度備品の複製などを配置展示
平成20年「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」文化庁
3-3-2 活用拠点と動線
(2) 活用拠点
第一次大極殿院：奈良時代前半の平城宮の中心施設。(中略)
奈良時代の宮殿の在り方やそこにおける儀式あるいは建築技術などを体験的に理解する活用拠点
3-4-2 建物復原に関する方針
(4) 第一次大極殿院地区における復原建造物の機能
第一次大極殿院：眺望・内部における展示・演示
築地回廊：通路・内部における展示・休憩・避難園路
平成20年「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域 基本計画」国交省
7. 管理・運営方針
③ 展示
特に、建物等復原、遺構表示等の屋外展示については、往時の施設の役割はもとより、伝統技術の紹介や遺跡の表現手法の解説も併せて行う

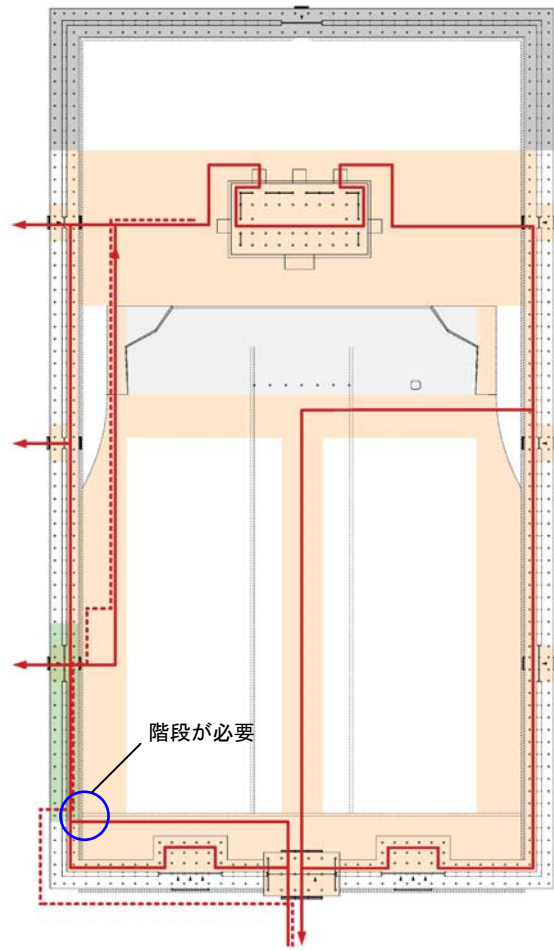
院地区で行うことが望ましい常設展示

1. 第一次大極殿院地区の概要の解説 (パネル等)
○平城宮跡導入部に置かれる予定のガイダンス施設を経ないで来る見学者も想定されるため、現地で再度解説することが望ましい。
2. 第一次大極殿院地区の使い方の解説 (パネル等)
○院地区の使い方については、その場で解説した方が理解しやすい。
3. 復原技術に係る解説 (パネル等)
(1) 第一次大極殿院地区の復原手法
○発掘成果とそこから復原を行った過程、復原技術など。
(2) 個別の復原建造物の復原根拠、復原過程
4. 古代工法に係る解説 (パネル等)
(1) 実物展示 (視覚的に表現できる部位は回廊版築土壁)
(2) 工法の解説 (パネル、工事過程の映像等)
5. 院地区内の各復原建造物に係る解説 (案内板)
○各復原建造物の近辺で、景観を阻害しない規模、意匠で解説が行われることが望ましい。
※出土品等に関しては、保護、防犯上望ましくないとと思われるため、院地区においては展示しない。

想定される展示物の規模、形態

1. 各復原建造物に係る解説板
○各復原建造物近辺の見学動線上に小解説板を設置。
2. 古代工法の実物展示
○築地回廊の版築土壁断面をその場で見せる。
3. その他の解説⇒パネルや模型、映像等で展示
正殿内の既存展示程度プラスα程度の展示をガイダンス施設等と役割分担して展示する
※現在の正殿内の展示物 (展示ケース 12、解説板 3)

①西面回廊南寄りに設置



解説展示を西面回廊南寄りに設置

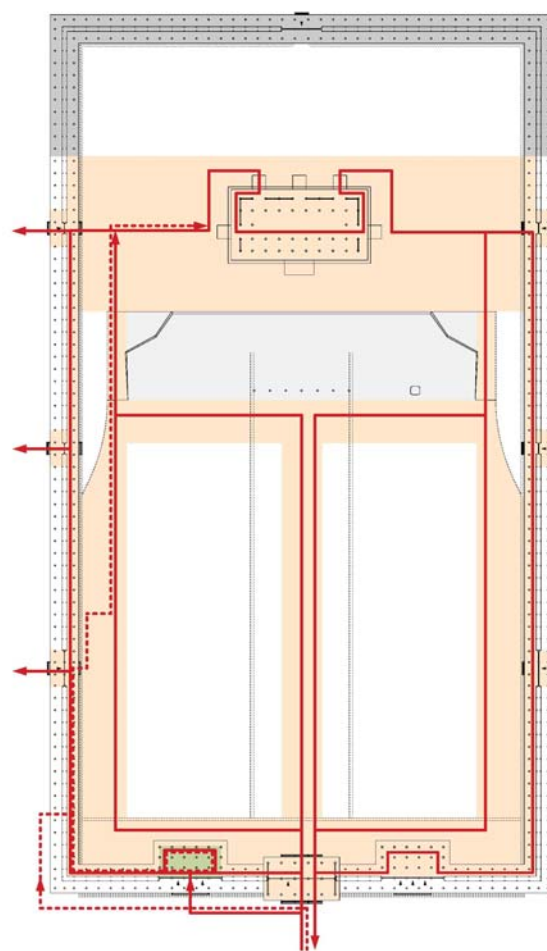
- 西面回廊南寄りに展示物を設置する (約 120m)
- 正殿内の展示物は役割分担により移動もあり得る。
- 小解説板は各復原建造物の近辺に配置する。
- 古代工法実物展示は西面回廊横断部 (門など) で実施する。

メリット	デメリット
導入部に近い位置で展示できる	回廊の安全対策が必要 (ガラス柵の設置など 参考: 正殿前面ガラス)
基本動線とバリアフリー動線が同方向で一致する	※南門から入り、西面回廊の展示を見せる場合、基壇に上がる階段が必要

厳正な復原を行う上での課題

- 院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題。
 - ・通常の見学者の通行 (図中赤線) △
 - ・要支援者の通行 (図中赤線) ×
- ※主な移動ゾーン (図中オレンジ) におさまる。

②西楼 (もしくは東楼) 内に設置



解説展示を西楼 (もしくは東楼) 内に設置

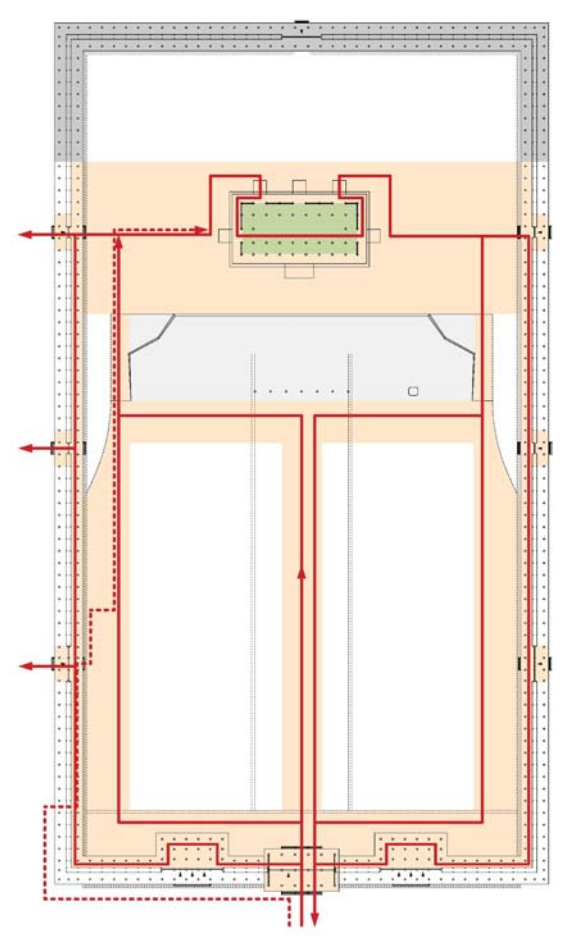
- 南面回廊の西楼 (東楼) 内に展示物を設置する。
- 正殿内の展示物は役割分担により移動もあり得る。
- 小解説板を各復原建造物の近辺に配置する。
- 古代工法実物展示は西面回廊横断部 (門など) で実施する。

メリット	デメリット
導入部に近い位置で展示できる	院地区内外から展示物が見える
	壁がない時、安全対策が必要
	バリアフリー動線と基本動線が錯綜する。

厳正な復原を行う上での課題

- 院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題。
 - ・通常の見学者の通行 (図中赤線) △
 - ・要支援者の通行 (図中赤破線) ×
- ※主な移動ゾーン (図中オレンジ) におさまる。

③正殿内に設置



解説展示を正殿内に設置

- 現在の正殿内展示を継承し、他のガイダンス施設と役割分担をして、展示物を再編成する。
- 小解説板を各復原建造物の近辺に配置する。
- 古代工法実物展示は西面回廊横断部 (門など) で実施する。

メリット	デメリット
現在の展示を活用できる	正殿内の室内空間の鑑賞が妨げられる
	既存の展示物との調整が必要である。

厳正な復原を行う上での課題

- 院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題。
 - ・通常の見学者の通行 (図中赤線) △
 - ・要支援者の通行 (図中赤破線) ×
- ※主な移動ゾーン (図中オレンジ) におさまる。

既存計画にみる、古代宮城における催事の再現

昭和 53 年『平城遺跡博物館基本構想資料』奈文研
 ここを舞台として催事を実施することなどによって全感覚的な理解が可能なるよう考慮する。
 ※平城宮跡全体が対象
 平成 20 年「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」文化庁
 3-3-2 活用拠点と動線
 (2) 活用拠点
 第一次大極殿院：奈良時代前半の平城宮の中心施設。(中略)
 奈良時代の宮殿の在り方やそこにおける儀式あるいは建築技術などを体験的に理解する活用拠点
 3-4-2 建物復原に関する方針
 (4) 第一次大極殿院地区における復原建物の機能
 第一次大極殿：眺望・内部における展示・演示
 院庭：通過・演示・催事
 平成 20 年「公園基本計画検討業務報告書」国交省
 6. 利用・整備計画
 ①建物等復原エリア
 復原物を活用した取組については、歴史・文化の体感・体験、歴史・文化の教育・学習効果を高めるイベントや利用プログラムの実施に加え、歴史的環境を背景とした多様なイベントの場とすることにより、奈良を代表する観光資源としての活用を図っていく。
 利用・活用プログラムの展開例：宮中儀式、年中行事の再現

第一次大極殿院地区で行う古代催事の形態

1. 定期的実施する演示（小演示）

- 古代宮城空間であったことを示すため、定期的に催事を示す演示があることが望ましい。
 (公開中は、定時に毎日実施するなど)
- 定期的に演示を行う場合は、多人数によるものは困難であり、少人数による簡素なものが望ましい。
- 例：天皇役、官吏役（文武官、使節等）が対面し、勅を受ける場面を簡素化して実施する、など。

2. イベント的に実施する演示（百官）

(1) 役者が百官を演じて見学してもらう（見学）

(2) 見学者に百官を演じてもらう（参加）

- 院地区における本来の行事の有様や、院庭の広さや正殿の権威を体感してもらうために、多人数による、往事の形に近い行事の再現を実施することが望ましい。
- 上記の二種類の実施方法が考えられる。
 役者が演じる場合、朝賀、即位など往事の儀式をアレンジして実施する。

3. 代替手法で実施する演示

(1) 光による演出（夜間）

- 夜間公開し百官に見立てたろうそく等の光源を並べる。

(2) 音による演出

- 催事の際に演奏されたであろう、雅楽、太鼓などを効果音として流す（常時でも可能）。

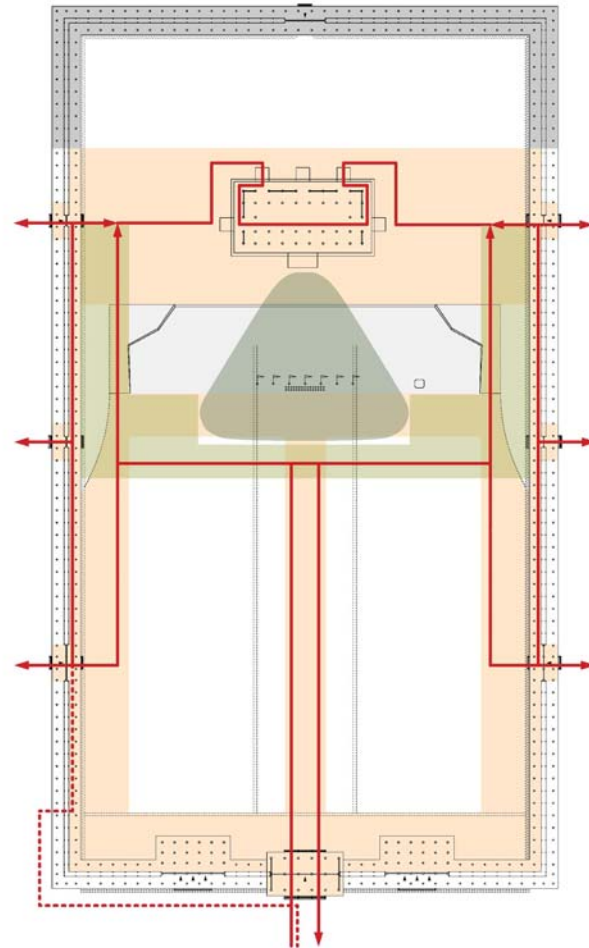
(3) 映像による演出

- 正殿前にスクリーンを置き古代行事の再現映像を流す。
- バーチャルリアリティとして見せる。

(4) その他

- 百官に見立てたオブジェの設置など（仮設）。

①定例的に実施する演示（小演示）



定例的に実施する演示（小演示）

- 一例として官吏役の役者がセン積壇下に並び、天皇役の役者が正殿に現れ、儀式を執り行う。
- 一回数分程度の演示を定時に実施する。
- 演示面積はあまり広くなくてよい。
- 見学者は院地区を見学しながら演示を見学できる。
 (正殿も一定の見学が可能)

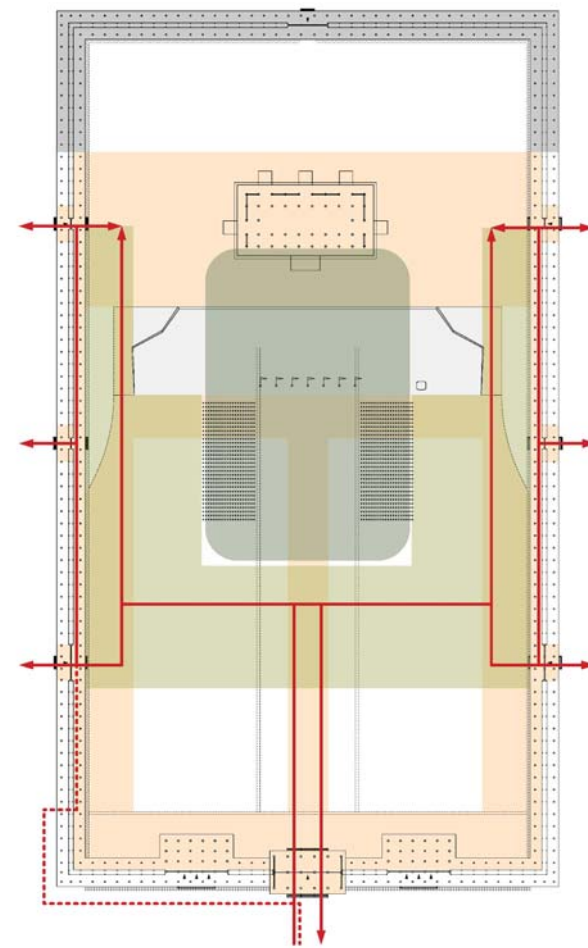
必要な整備、設備など

- 役者の詰所

厳正な復原を行う上での課題

- 院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題。
 ・演示（図中濃緑）○
 ・見学（図中薄緑）△
 ・移動動線（図中赤線）△
 ※主な移動ゾーン（図中オレンジ）からはみでる。
 ⇒主な移動ゾーンについて見学者等が通行しやすい対応を行う場合その範囲を若干広げることが考えられる。

②イベント的に実施する演示



イベント的に実施する演示（百官・演示型）

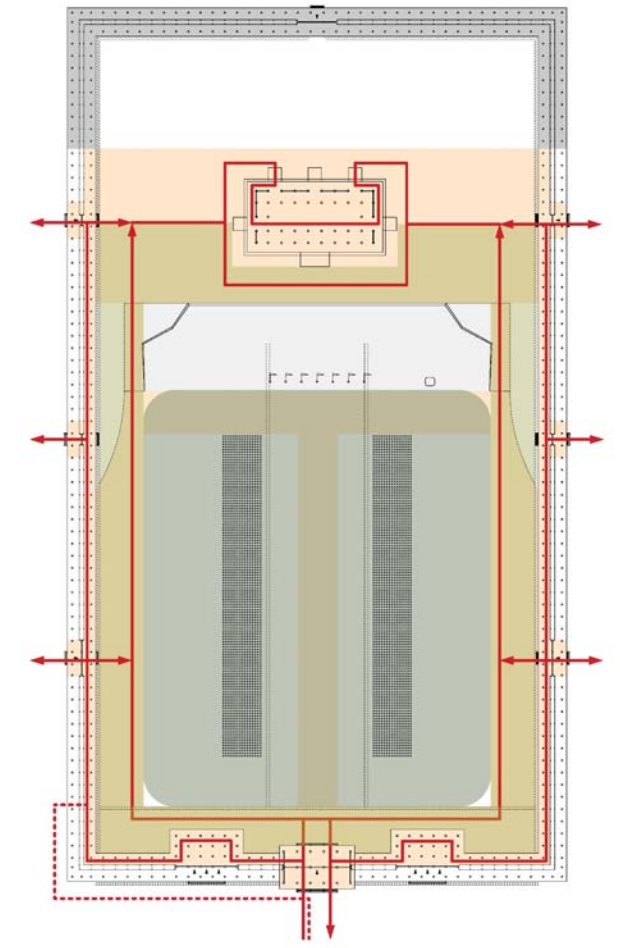
- 百官役の役者がセン積壇下に整列し、天皇役の役者が正殿に現れ、儀式を執り行う。
- セン積壇下の一定の演示スペースが必要となる。
- 見学者は院地区を見学しながら演示を見学できる。

必要な整備、設備など

- 幟旗
- 役者の詰所
- 収蔵庫（築地回廊の利用も検討する）

厳正な復原を行う上での課題

- 院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題。
 ・演示（図中濃緑）△（多人数となるため困難度増す）
 ・見学（図中薄緑）△
 ・移動動線（図中赤線）△
 ※主な移動ゾーン（図中オレンジ）からはみでる。
 ⇒開催回数に限られる場合、多少の困難さを前提で行う。
 もしくは仮設の舞台・客席を院庭に置く。



イベント的に実施する演示（百官・参加型）

- 日時を決め、一般から参加者を募集する。衣装を貸し出し、百官に扮してセン積壇下に並んでもらう。
- 天皇役が正殿に現れ、儀式を執り行う。
- 見学者自身が参加者となるため、見学場所は必要ない。もしくは少なくとも良い（セン積壇上、回廊など）。

必要な整備、設備など

- 幟旗
- 役者の詰所
- 収蔵庫（築地回廊の利用も検討する）

厳正な復原を行う上での課題

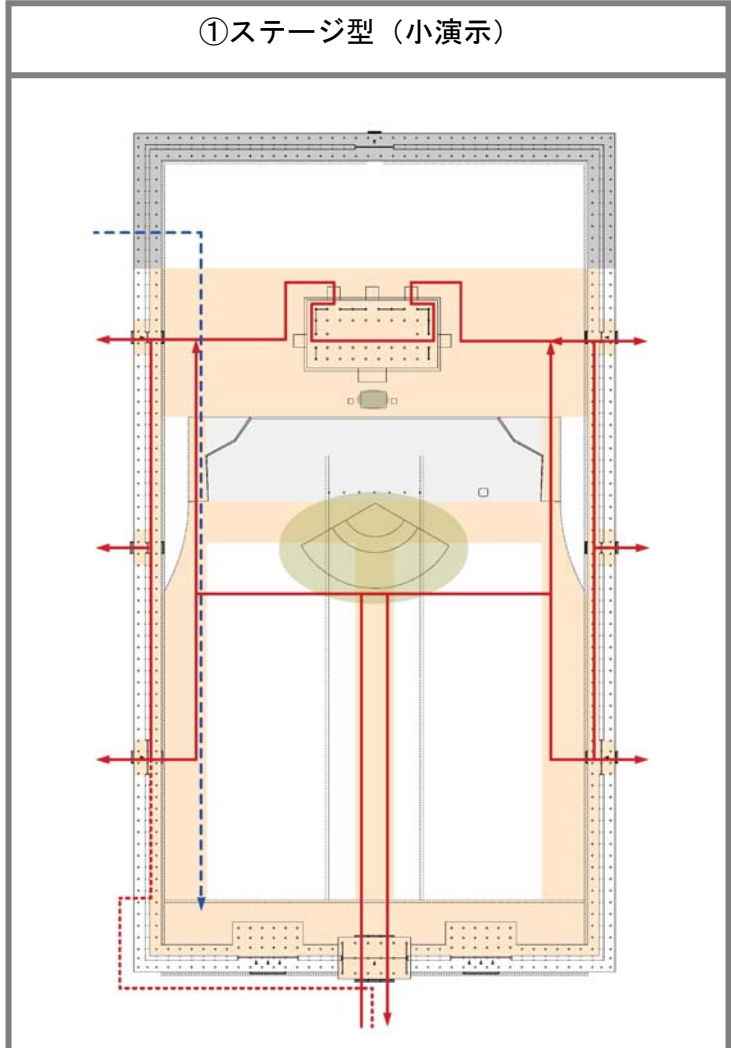
- 院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題。
 ・演示（図中濃緑）△（素人・多人数で困難度増す）
 ・見学（図中薄緑）△
 ・移動動線（図中赤線）△
 ※主な移動ゾーン（図中オレンジ）からはみでる。
 ⇒開催回数に限られる場合、多少の困難さを前提で行う。
 もしくは仮設の舞台・客席を院庭に置く。

活用および管理について 古代宮城の役割等に因んだ利活用プログラム

既存計画にみる、古代宮城の役割等に因んだ利活用プログラム
 平成20年「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域基本計画」国交省
 5. 空間配置計画
 往時を彷彿とさせるイベントや歴史 学習プログラムの展開、朱雀大路から続く軸線の空間の活用等により、歴史・文化の体感・体験及び歴史・文化の教育・学習の機会を提供する。
 7. 管理・運営方針
 (2) 運営の方針
 2 イベント及び利用プログラム
 往時の歴史・文化を楽しみながら知ることのできるよう、また、平城宮跡の知名度を向上させ、来訪のきっかけづくりや新たな魅力発見の機会とすることをねらいとして、多種多様なイベントや周遊ルートの設定その他の利用プログラムを企画・実施していく。その際には、宮跡の持つ歴史・文化性や施設、空間を存分に活用した、色々な世代、利用ニーズに対応するものとする。
 平成20年「公園基本計画検討業務報告書」国交省
 6. 利用・整備計画
 ・復原物を活用した取組については、歴史・文化の体感・体験、歴史・文化の教育・学習効果を高めるイベントや利用プログラムの実施に加え、歴史的環境を背景とした多様なイベントの場とすることにより、奈良を代表する観光資源としての活用を図っていく。
 (利用・活用プログラムの展開例)
 ・歴史・文化講座等の開催
 ・平城宮跡ガイドツアー、スタンプラリーの実施
 ・写真展、絵画展、写生会の開催
 ・市(いち)、音楽祭、演劇祭等のイベントの開催
 ・映画ロケ地の貸出 ・ボランティアによる解説等

院地区で想定される利活用プログラムの形態

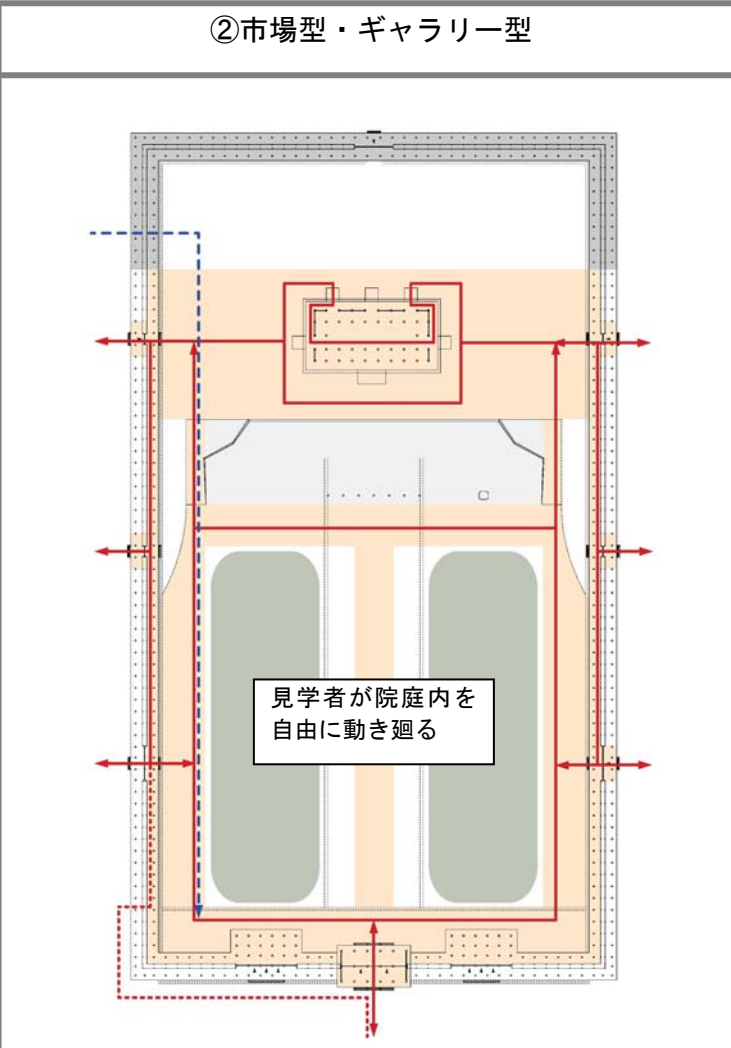
- 1. ステージ型**
 ○正殿を背景にした院地区の歴史的空間の中で、ステージのように一段高いセン積壇上などで演奏を行い、見学者が鑑賞する。
 (院地区の正面性を強調した活用)
 ○コンサート、演劇、講演会などが相当する。
- 2. 市場型**
 ○広大な院庭を用い、ブースを沢山設置し、来場者が見学、交流する。
 (院地区の囲繞性、領域性を強調した活用)
 ○「市」の開催、展示会、販売会などが相当する。
- 3. ギャラリー型**
 ○展示物を並べ、見学者が一定の動線に沿って鑑賞する。
 (回廊等と組み合わせた回遊性を生む活用)
 ○絵画展、写真展などが相当する。
- 4. その他**
 ○自由に院地区内を歩き回り、創作活動等を行う。
 ○写真撮影会、写生会などが相当する。
 ※この他にも様々なプログラムが考えられるため、アイデアを募り、自主企画で実施するか、スペースを貸し出し、実験的な活用を行うことが望ましい。



ステージ型 (小演示)
 ○正殿南側に 100 m²程度の小ステージを設置。
 ○小規模な演奏、演奏を行うことが可能である。
 ・コンサート、演劇など。
 ○正殿を背景に、その正面性を体感できる。
 ○セン積壇下に客席 (図中 300 席程度) を設けられる

必要な整備、設備など
 ○収蔵庫 (築地回廊の利用も検討する)
 ○舞台、音響、照明 (仮設のものを持ち込む)
 ○基本電源 (幹線は回廊小屋部等に組み込める)
 ○搬入搬出車両通路

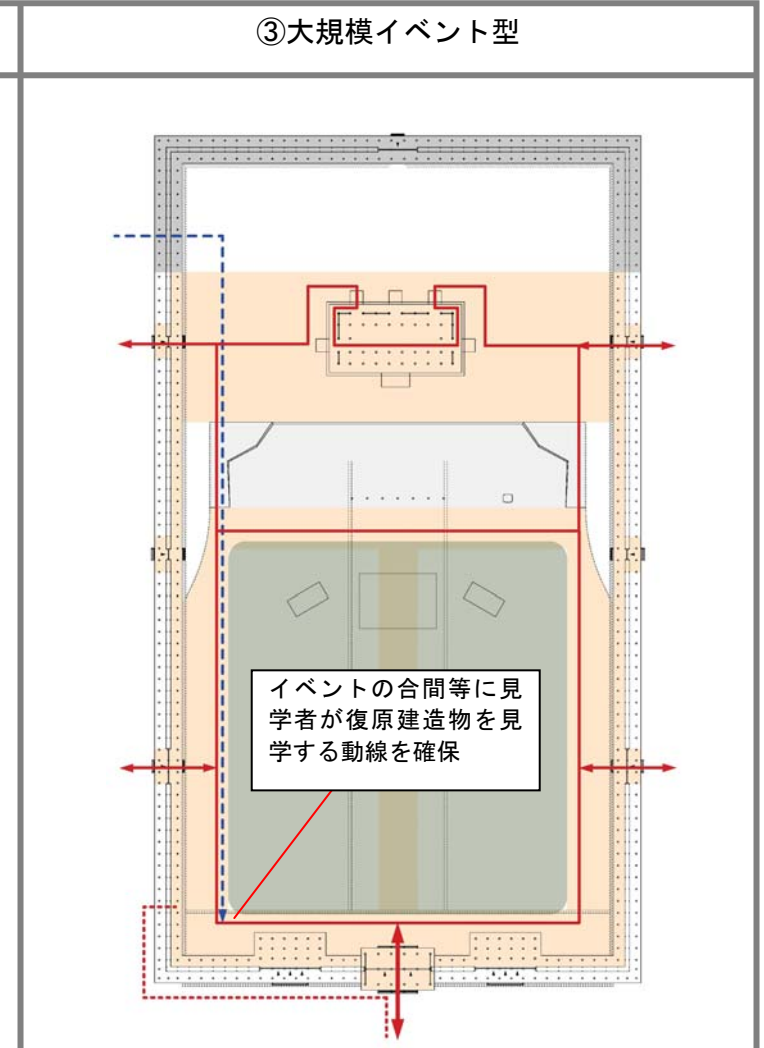
厳正な復原を行う上での課題
 ○院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題
 ・演示 (図中緑) △ (舞台・音響等の設置が可能か)
 ・見学 (図中緑) △ (椅子等の設置が可能か)
 ・移動動線 (図中赤線) ・搬入搬出車両△ (図中青破線)
 ※主な移動ゾーン (図中オレンジ) からはみ出る。
 ⇒見学者等が通行しやすい対応を行う場合その範囲を若干広げることが考えられる。
 ○北面回廊復原時には回廊を横断する車両通路が必要。



市場型・ギャラリー型
 ○院庭にブース (屋台、テント) を並べる。
 ○見学者が自由に見て回る「市場型」の活用である。
 ・古代「市」の再現など。
 ○院庭の広大な領域を感じることができる。
 ○ブースの配置、動線は自由に設定が可能である。

必要な整備、設備など
 ○搬入搬出車両通路

厳正な復原を行う上での課題
 ○院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題
 ・ブースの設置 (図中緑) △ (テント等の設置が可能か)
 ・移動動線 (図中赤線) △
 ・搬入搬出車両 (図中青破線) △
 ※主な移動ゾーン (図中オレンジ) からはみ出る。
 ○北面回廊復原時には回廊を横断する車両通路が必要。



大規模イベント型
 ○有料の大規模コンサートなど。
 ○院庭に舞台、諸設備を設置し、客席を置く。
 ○各門を閉め、南門及び要支援者入口のみ開放する。
 ○イベント開催時は入場制限するが、イベント準備時 (夜間イベントの昼間時など) は通常見学可とする。

必要な整備、設備など
 ○舞台、音響、照明 (仮設のもの、大型)
 ○トイレ (イベント時に仮設のものを増設か)
 ○基本電源 (幹線は回廊回廊小屋部等に組み込める)
 ○搬入搬出車両通路

厳正な復原を行う上での課題
 ○院庭が全面れき敷きとなった場合、舞台や客席の設置が困難であり、主催者による仮設の舞台・客席を院庭に置く。
 ○その場合でも、イベントの合間や準備時に各復原建造物が見学可能な通路を確保しておく。
 ○北面回廊復原時には回廊を横断する車両通路が必要。

平城宮跡第一次大極殿院地区の管理（案）

1. 基本的な管理

出入り自由な平城宮跡内において、院地区を区画し管理する

- 復原建造物の保護のため、夜間は門を閉じ原則閉館する。
- 平城宮跡外周に柵がないため、院地区外周に柵を設ける。
- 通常公開時は管理者が常駐する。
- 公開時は全ての門を開け、緩やかな動線管理を行う。
（見学者の関心や所要時間に応じた複数の見学が可能とする）。
- 有料時、入場制限を行う場合は出入り口を制限する。

【必要施設・整備】

管理事務所、管理用通路、管理用柵、管理用電気・水
管理者用トイレ

2. 防災、防犯上の管理

火災、地震、落雷等に対応した防災、防犯体制と設備を整える

- 管理者が常駐し、きめ細かい巡視、監視を行う。
- 夜間は機械による防犯警備、火災の早期発見・通報を行う。
- 初期消火体制を整え、扱いやすい消防水利を整える。
- 緊急時通行車両の通路を確保する（消防、救急車）。

【必要施設・整備】

管理用柵と一体化した警備設備
感知・警報設備、自火報、非常用放送設備、屋外消火栓
緊急時通行車両の通路

3. バリアフリー：前掲

要支援者のために必要な人的体制と設備を整える

- 管理者が常駐し、サポート者と協力した体制を整える。
- バリアフリー動線を設ける。

【必要施設・整備】

サポート者用（要支援者向け）詰所
バリアフリー施設（スロープ、リフト、歩行誘導ブロック）

4. 維持管理

管理者と支援者によるきめ細かい維持管理を行う

- 管理者と支援者が協力した維持管理体制を整える。

【必要施設、整備】

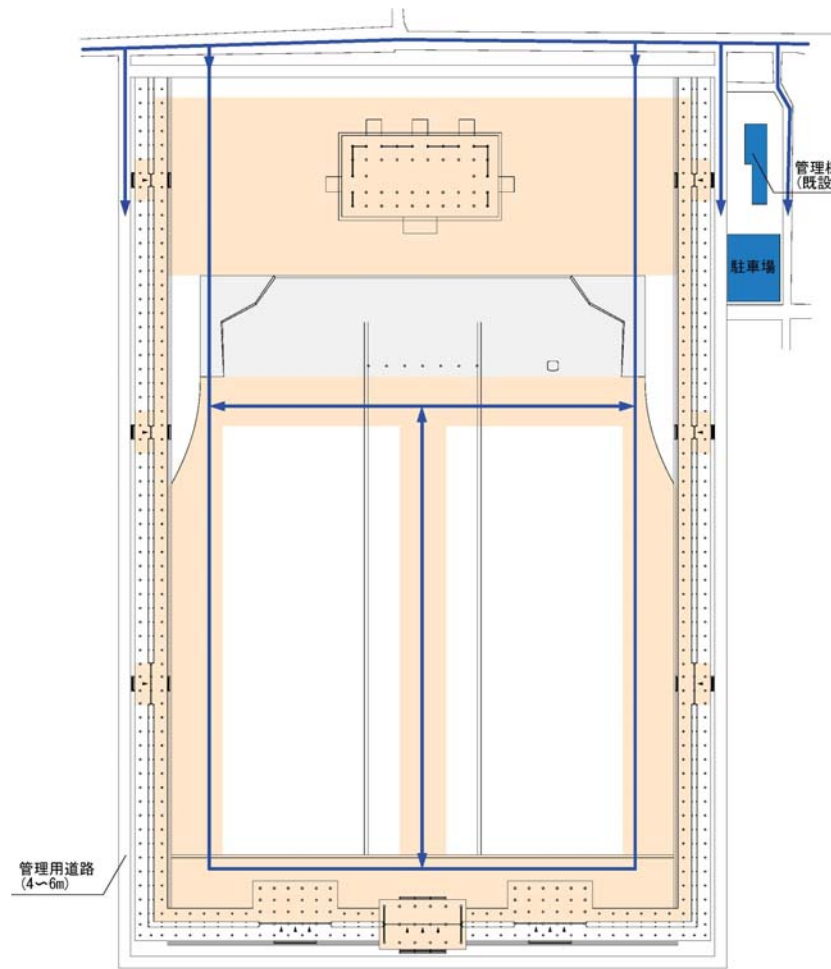
メンテナンスしやすい素材や工法の検討

5. 活用上の管理：前掲

見学者の適切な誘導を行い、必要な情報や支援を提供する

- 通常公開時は主入口において必要なサービスの提供を行う。
- イベント時は必要に応じて入場者管理を行う。

①管理上必要な整備、設備等 1. 管理用車両通行路



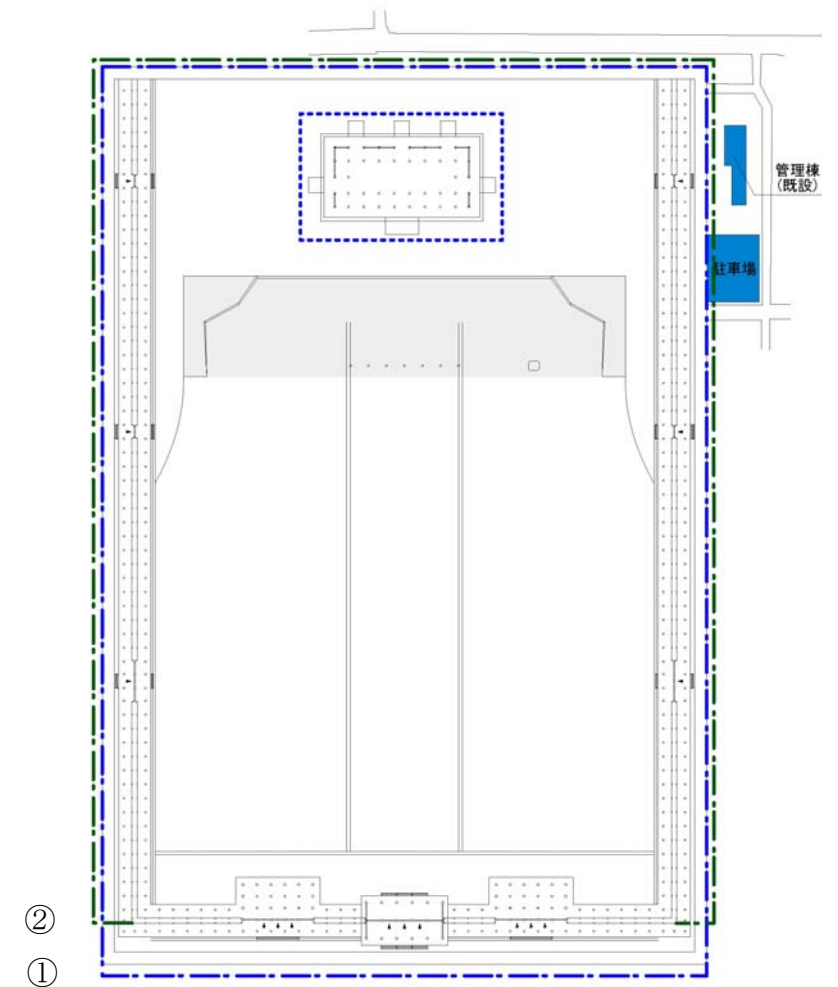
管理用車両通行路

- 緊急通行車両の通行路が必要。
 - ・消防車両、救急車両
 - ・その他の維持管理用車両
- 導入路は以下の通り。
 - ・北面回廊復原前は北側県道から導入
 - ・北面回廊復原後は築地回廊に通行路の確保が必要（西面回廊か）
- 院地区内で通行が望ましい場所は以下の通り。
 - ・消防車両：各復原建造物の周囲
 - ・救急車両：見学者の主な移動ゾーン
- ※院地区外周にも管理要車両通行路が必要である。
⇒既存道路と調整しながら設置する。

厳正な復原を行う上での課題

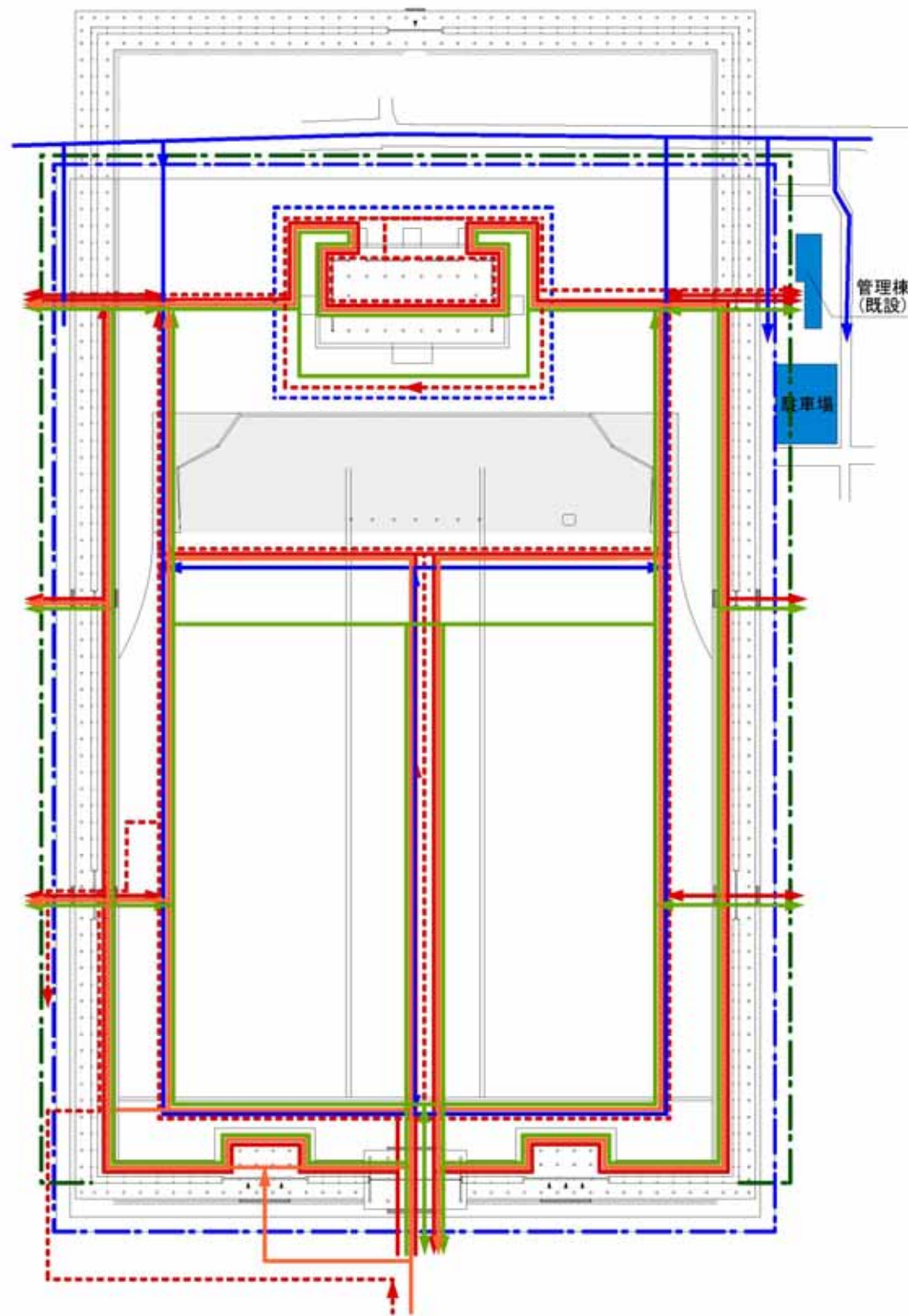
- 院庭が全面れき敷きとなった場合、以下が課題。
 - ・消防車両の通行△
 - ・救急車両の通行×
- ⇒主な移動ゾーン（図中オレンジ）について対応が必要。
- 北面回廊復原後は回廊に車両通行路が必要。

②管理上必要な整備、設備等 2. 管理用柵



管理用柵（警備区画）

- ※西面回廊軟弱地盤部分に囲繞性を持つ構造物が整備された場合
 - 夜間等、非公開時は各門を閉める。
 - 平城宮跡は誰でも出入り自由であり、院地区の外側までは近づけるためいたずらや放火などを防止するため管理用柵を回すことが考えられる。
 - 管理用柵と連動した機械警備を行う。
 - 管理用柵の設置には以下の考え方がある。
- ①院地区外周全周に回す。
 - ・院地区を外から見たときの景観を阻害する（×）。
 - ・院地区を完全に区画して警備できる（○）。
 - ・正殿周囲の柵がとれ、院地区内の歴史的景観が維持される（○）。
- ②南面回廊以外に回す。
 - ・正面性が確保できる（△）。
 - ・南面回廊の外周は無防備となる（×）。
 - ・南面は有人管理が必要となる（×）。
- ③管理用柵は回さない。
 - ・景観は阻害されない（○）。
 - ・院地区外周は無防備となる（×）。
 - ・代替となる徹底した有人管理が必要となる。部分的に機械警備を行う（×）。※完全な防備は難しい。
- ※西面回廊軟弱地盤部分が植栽や基壇復原となった場合は各復原造物ごとに管理用柵を設ける、などの方法が考えられる。



- 凡例
- 主な見学動線
 - ⋯ バリアフリー動線
 - 展示の見学動線
 - 演示（定期的）時の見学動線
 - 管理用動線
 - - - 管理柵

